

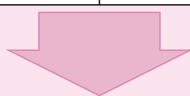
医療費助成の 振込日を変更します

4月支払分から**重度心身障害者医療費助成制度**とひとり親**家庭医療費助成制度**の医療費の振込日を変更します。

■振込日 (変更前)毎月10日→(変更後)毎月15日

■問合せ 住民生活課医療保険係 ☎72-6909

	軽減特例	
30年度	9割軽減	8.5割軽減



31年度	8割軽減	8.5割軽減
32年度	7割軽減	7.75割軽減
33年度	7割軽減	7割軽減

後期高齢者医療保険料 を改正

平成31年度から軽減特例
(9割軽減、8.5割軽減)を
見直します

高齢者医療の確保に関し、保険料均等割の軽減措置(7割、5割および2割軽減)のさらなる上乘せとして、軽減特例(9割軽減および8.5割軽減)を実施してきました。

消費税率引上げによる財源を活用した社会保障の充実策として、介護保険料軽減の拡充と年金生活者支援給付金の支給が平成31年10月から開始されるため、これにあわせて保険料均等割の軽減特例の見直しを段階的に実施します。

なお、平成33年度以降は本来の7割軽減となります。

▼問合せ

○栃木県後期高齢者医療広域連合

☎028-627-6805

○税務課庶務諸税係

☎72-6936

平成31年度

「協会けんぽ」の

保険料率のお知らせ

中小企業等で働く方やその家族が加入している健康保険「協会けんぽ」栃木支部の健康保険料率は据え置きです。また、介護保険料率は現在の1.57%から**1.73%**に引き上げとなります(平成31年4月納付分から変更)。詳しくは、協会けんぽのホームページ(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)より確認ください。

▼問合せ

☎028-616-1692
協会けんぽ栃木支部

国民健康保険税賦課限度額等を改正 医療保険部分の賦課 限度額を引き上げし、均等割・平等割の軽減判定基準を拡大します

国民健康保険特別会計の收支均衡を図るとともに保険税負担の公平性と適正賦課を行うため、平成31年度から医療保険部分の賦課限度額を54万円から58万円に引き上げ、賦課限度額を全体で93万円とします。

また、均等割額、平等割額の軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準を引き上げ、被保険者数に乗

ずる金額が、それぞれ5割軽減については27.5万円から28万円に、2割軽減については50万円から51万円に拡大します。

平成31年度の納税通知書は7月中旬に、年金差引きの方へは税額決定通知書を9月上旬に発送します。

▼問合せ

☎72-6936
税務課庶務諸税係

【限度額の改正】

区分	医療保険分	後期支援金分	介護保険分	合計	
所得割	変更なし				
均等割					
平等割					
限度額	(変更前)	54万円	19万円	16万円	89万円
	(変更後)	58万円	19万円	16万円	93万円

【軽減判定所得基準の改正】

区分	軽減割合			
	2割	5割	7割	
軽減判定所得基準	(変更前)	50万円	27万5千円	変更なし
	(変更後)	51万円	28万円	